

東播磨港臨港地区の分区のおしらせ

兵庫県では、臨港地区内に商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリナー港区、修景厚生港区の6つの分区を設け、「臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例」を制定し、それぞれの分区の目的に適さない構築物の建設や用途の変更を禁止することとしました。

この条例の施行は、平成23年7月1日からとなっております。また、別図の東播磨港臨港地区の分区につきましては、条例施行に合わせ、同日から適用されます。

分区とは・・・指定された臨港地区について、その港湾の使い方を定めたもの。

分区することにより、臨港地区を指定した範囲に適した構築物を定めるため、港にふさわしい土地利用が図られるようになります。

(東播磨港臨港地区の分区の種類)

商 港 区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
漁 港 区	水産物を取り扱わせ又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
マリナー港区	スポーツ又はレクリエーション用船舶の用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

分区を指定すると・・・建築基準法第48条、第49条が適用されません。

分区を指定することにより、建築基準法第48条、第49条の規定(用途地域及び特別用途地域の用途規制)が適用されず、上記条例に規定した分区の規制が適用されます。

ただし、建ぺい率、容積率、高さなどの規制については、分区の指定に関係なく、それぞれの用途地域による規制が引き続き適用されます。

問い合わせ先

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所管理第2課

TEL 079-421-9621, 9375, 9359(直通)